

産業活性化基金事業補助金Q&A

1. 全般・共通

Q1-1 産業活性化基金の目的を教えてください。
A1-1 新たなチャレンジや創業者、中小企業者、農業者への支援を行うことで本町の商工業、農業の活性化を図ることを目的としています。
Q1-2 補助金の対象となる事業を既の実施している場合、現在、生じている費用は補助対象となりますか？
A1-2 交付決定日以前にかかった経費は補助対象外となります。
Q1-3 一部の事業について外注を行う場合、交付決定日より前から事業に着手することができますか？
A1-3 事業を開始していただくことは可能ですが、交付決定日より前に契約・発注を行っているものは、補助対象として認められません。ただし、交付決定日より前に見積書等を徴収するなど事業の準備をすることは差し支えありません。
Q1-4 補助金の対象期間について教えてください。
A1-4 補助金の対象期間は、申請された年度内となります。長い事業期間が必要な場合は早期に申請をしてください。
Q1-5 補助金を事前にもらう（概算請求）ことは可能ですか？
A1-5 本補助金は、補助事業完了後の支払いのみとなるため、概算請求はできません。ただし、ブランド施策等推進活動事業補助金及び地域・産業活性等イベント支援事業補助金は除きます。
Q1-6 事業完了後の補助金交付については、どのような手続きで交付されますか？
A1-6 事業期間内に実績報告書を提出してください。提出された報告書は、事務局でその事業内容の審査と経費内訳の確認及び事業所等の現地確認を行い、交付する額を確定します。補助金は、確定後の支払いとなります。補助金申請の流れは案内の13頁をご覧ください。
Q1-7 補助金申請の際、なぜ誓約書を提出するのですか？
A1-7 補助金交付の適正化や暴力団の排除、風俗営業等が補助対象でない為、申請時に誓約書を提出していただきます。尚、町が警察に対象者情報について照会する場合があります。 また、開業後、5年以上は事業を継続して頂きます。また5年未満で廃業された場合、補助金の返還を求めます。
Q1-8 補助金は必ずもらえますか？
A1-8 申請をしていただいた後、書類審査を行ったうえで交付決定を行い、実績報告書提出後、補助金交付の有無も含め審査を行い、補助額を確定するため、それまでは、補助金交付の確約は出来ません。

Q1-9	国（府）の補助対象事業として補助金を受けている場合も熊取町の補助を受けることができますか？
A1-9	国・大阪府及び他団体からの補助を受けていても熊取町の補助を受けて頂くことは可能です。但し、他からの補助金額分は、本補助金の補助対象経費から減額していただくこととなります。
Q1-10	同一種類の補助メニューを複数回受けることはできますか。
A1-10	一申請者に対する産業活性化基金の補助の適用は1回限りです。ただし、I-①ブランド施策等推進活動事業補助金、II「くまとりやもん」販売促進事業補助金（①認定商品販売促進補助金、②熊取コロッケ販売促進補助金）、及びIII-①地域・産業活性等イベント支援事業補助金は除きます。なお、これらの補助の適用は1年度につき1回限りです。
Q1-11	1年度に複数の補助メニューを重複して受けることはできますか？
A1-11	一申請者が1年度につき異なる複数の補助の適用を受けることはできません。ただし、I-①ブランド施策等推進活動事業補助金、II「くまとりやもん」販売促進事業補助金のうち②熊取コロッケ販売促進補助金及び地域・産業活性等イベント支援事業補助金は除きます。また、農業用施設に対する補助はQ7-2をご覧ください。
Q1-12	それぞれの補助金は、要件を満たしていれば何人でも申請を受けることができますか？
A1-12	一定額の予算は確保しておりますが、申請件数が多い場合は、直ちに交付決定することができない場合があります。
Q1-13	備品費について、中古品の購入は対象になりますか？
A1-13	中古品は中古市場において、価格設定の適正が明確でないため対象外とします。但し、農業用ハウス建替に伴う中古資材の活用は対象とします。
Q1-14	備品費について、金額の制限はありますか？
A1-14	事業所の開設に係る設備、備品購入費は補助限度額の1/2まで（消費税を含む）とします。補助限度額1/2を超える備品は補助の対象外です。 ただし、IV-②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金については制限を設けておりません。
Q1-15	補助金申請を審査するにあたり面接はありますか？
A1-15	場合によって、現地調査やヒアリングを行います。
Q1-16	人件費も補助対象となりますか？
A1-16	人件費は、アルバイトを雇う賃金も含め補助の対象外とします。
Q1-17	実績報告の際の添付書類は何ですか？
A1-17	原則、契約書、納品書、請求書、領収書等支払ったことが証明できる書類の写しの添付が必要です。万一、紛失された場合などは、他の方法で証明して頂く必要がありますので、領収書

<p>等は大切に保管してください。また、事業を行なうにあたり資格や許認可が必要な場合はそれらの写しを添付してください。なお、これらの書類が添付されていない場合は補助金を支払うことはできません。</p>
<p>Q1-18 実績報告の審査は、書類審査の他に何かありますか。</p>
<p>A1-18 原則、書類審査及び事業所等の現地確認をおこないます。</p>
<p>Q1-19 事業計画変更承認申請書を提出する必要がある場合はどのような場合ですか？</p>
<p>A1-19 交付決定額に変更が生じる場合、及び、補助対象経費の各細目ごとに3割以上の変更が生じる場合は、変更承認申請を提出して頂く必要があります。 なお、事業計画書及び収支計画書の内容に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。</p>
<p>Q1-20 ジャンプくん等町のキャラクターをつかった商品を開発しようと思っておりますが、使用するのに使用料等は必要となりますか？</p>
<p>A1-20 無償で使用できますが、あらかじめ、使用承認申請書を所管課に提出し、承認を受ける必要があります。</p>
<p>Q1-21 現在、事業を進めるにあたり準備に時間を費やしているため、申請については代理申請でも可能ですか？</p>
<p>A1-21 申請にあたっては、申請者本人から直接事業内容等についてヒヤリング等を行ないますので代理申請は不可です。</p>
<p>Q1-22 事業完了の確認はどのように行いますか？</p>
<p>A1-22 事業完了後は現地確認します。場合によっては事業開始前にも現地確認させて頂く場合があります。</p>
<p>Q1-23 BCPとは何ですか？（※BCPとはBusiness Continuity Plan（事業継続計画）の略）</p>
<p>A1-23 BCPとは、事業所が緊急事態時に事業継続するための手段を決めておく計画の事です。近年、地震や水害に加え、新型ウイルスの流行など、備えるべきリスクが増えています。BCP対策は、このような緊急時の被害を最小限に抑えるために必要とされます。未策定の場合、年度末事業完了時まで策定してください。 熊取町商工会では「BCP策定支援セミナー」を開催する予定ですので、ご参加ください。</p>

2.熊取ブランド創造支援事業

<p>Q2-1 熊取ブランド創造支援事業では、事業期間内に「くまとりやもん♪」の認定を受けることとなっていますが、認定の手続きや認定基準はどのようなものですか。</p>
<p>A2-1 熊取ブランド創造会議において、「くまとりやもん♪」としてブランド認定されることが必要です。認定手続きや認定基準につきましては、「くまとりやもん♪」ブランド認定事業実施要綱及び「くまとりやもん♪」ブランド認定募集要領をご覧ください。なお、熊取ブランド創造会議が年に1回期間を定めて募集を行いますので、申請前にお問い合わせください。</p>

Q2-2	I-②商品化促進支援及びI-③販売力強化支援を1年間で行いたいと思っておりますが、2事業分125万円を一括で補助して頂くことはできますか？
A2-2	年度内一事業の補助に限らせていただいておりますので、補助金額は各補助金の限度額となります。
Q2-3	既に関係した商品を販売するために、「販売力強化支援事業補助金」の活用を考えているが補助の対象となりますか？
A2-3	「販売力強化支援事業補助金」の活用にあたっては、前年度に「商品化促進支援事業補助金」を活用して開発された商品が対象となりますので、同補助金を活用していない場合は補助の対象とはなりません。なお、既製品を対象とした補助金については、「くまとりやもん」販売促進事業補助金の活用を検討してください。
Q2-4	新商品開発に向け既に店舗を借り、家賃を支払っていますが、契約済みの家賃は補助対象となりますか？
A2-4	商品化促進支援事業補助金に限り、家賃については、交付決定後に支払い日が到来するものから補助対象とします。ただし、契約時に一括払いを行なったものは補助の対象外とします。
Q2-5	申請前に新商品開発のために必要な機器をリースにより導入しています。既に契約済みの機器にかかるリース料は補助対象となりますか？
A2-5	商品化促進支援事業補助金に限り、リース料は、交付決定後に支払い日が到来するものから補助対象とします。ただし、契約時に一括払いを行なったものは、補助の対象外とします。
Q2-6	光熱水費は補助の対象となりますか？
A2-6	光熱水費は補助の対象外とします。
Q2-7	商品は熊取町内で販売しますが、製造は町外の工場で行う予定です。その場合も補助金の対象となりますか？
A2-7	主たる事業所が、熊取町内にあれば補助の対象となります。
Q2-8	熊取ブランドとして製品を販売する場合に何か条件はありますか？
A2-8	熊取ブランド創造会議において、「くまとりやもん」としてブランド認定される必要があります。認定手続きや認定基準につきましては、「くまとりやもん」ブランド認定事業実施要綱及び「くまとりやもん」ブランド認定募集要領をご覧ください。

3. 「くまとりやもん」販売促進事業

Q3-1	「くまとりやもん」としてブランド認定を受けるにはどのような手続きを行えば良いですか？
------	--

A3-1	熊取ブランド創造会議において、「くまとりやもん♪」としてブランド認定されることが必要です。認定手続きや認定基準につきましては、「くまとりやもん♪」ブランド認定事業実施要綱及び「くまとりやもん♪」ブランド認定募集要領をご覧ください。なお、熊取ブランド創造会議が年に1回期間を定めて募集を行いますので、申請前にお問い合わせください。
Q3-2	補助対象経費は、「くまとりやもん♪」に限定した広告・宣伝費のみとは、具体的にはどのような経費が対象になりますか？
A3-2	「くまとりやもん♪」のロゴマークが入った商品のパッケージやチラシの新たな作成費等が対象となります。
Q3-3	「くまとりやもん♪」販売促進事業補助金の交付対象期間はいつですか？
A3-3	当補助金の交付対象期間は、認定された年度内（認定日～翌年3月31日）が交付対象期間となります。そのため、認定されたタイミングで速やかに申請いただく必要があります。また、補助金の適用は認定された年度1品目につき1回限りとします。
Q3-4	町外の事業者ですが、「熊取コロッケ」を販売したいと思っています。補助金を受けることは可能ですか？
A3-4	商品名を「熊取コロッケ」として販売して頂ける場合は、補助の対象となります。
Q3-5	「熊取コロッケ」の販売を新たに手がけるため、熊取コロッケ販売促進支援事業補助金を使って冷凍庫などの備品を購入しようと思っています。補助金を受けることは可能ですか？
A3-5	熊取コロッケ販売促進支援事業補助金については、「熊取コロッケ」の仕入れ（自ら作る場合の食材を含む）を補助の対象としているため、備品の購入は補助の対象外とします。
Q3-6	「熊取コロッケ」を自ら作り販売する場合、どのような書類を提出すればいいですか？
A3-6	「熊取コロッケ」を作成する原材料費が補助対象となりますので、販売した個数、原材料ごとの使用数量や金額がわかる書類（納品書、請求書、領収書等）を提出していただくこととなります。ただし、汎用性が高い揚げ油や未使用となった材料費は対象外です。
Q3-7	戦略作物の里芋の品種は限っていますか？
A3-7	里芋の品種に限りはありません。但し、「熊取コロッケ」は石川早生を原材料費としているため、石川早生を推奨します。
Q3-8	戦略作物栽培補助金（里芋）について収穫量が確定していませんが、交付申請書はいつ提出すればいいですか？
A3-8	収穫時期が近づき、おおよその収穫量が把握できた段階で申請してください。ただし、補助額は実績報告時の収穫量に応じてお支払いします。

4. 創業支援事業

Q4-1	65歳の認定基準はいつ現在ですか？
------	-------------------

A4-1	申請時において65歳未満であれば申請が可能です。
Q4-2	夫婦で事業を行っていく予定ですが、夫が66歳、妻が53歳の場合、妻の名前で申請すれば補助の対象となりますか？
A4-2	その事業の主たる方が妻である（開業届や諸手続きなど、妻の名前で行う）場合は対象となりますが、夫婦のうちの1人が65歳未満であることだけでは補助の対象とはなりません。
Q4-3	現在、飲食業をしていますが、今度、熊取駅東側の近隣商業地域に新店舗を出店し、事業規模を拡大しようと考えています。補助の対象となりますか？
A4-3	当該補助金は、新規の創業者を対象としていますので、事業拡大による新規出店の場合は同業種、異業種に関わらず対象とはなりません。単なる移転の場合も同様です。 ただし、IV-②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金は特に制限を設けておりません。
Q4-4	電話機のみ設置した事務所の場合でも創業者として補助の対象となりますか？
A4-4	電話機のみで適正に事業が遂行できるのであれば創業者として判断しますが、必要に応じて現地調査、個別ヒアリングを実施するなどをしたうえでの判断となります。 また、最終的には法人登記や税務署への開業届等を確認することとなります。
Q4-5	創業支援を受ける業種に制限がありますか？
A4-5	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく届出を要する事業やフランチャイズ契約による店舗、また公序良俗に反する事業などは補助金の対象とはなりません。 但し、IV-②駅周辺指定地域飲食業開設支援の場合、フランチャイズ契約による店舗も対象となります。 詳しくは事前にご相談ください。
Q4-6	休業している事業を新代表者の元で復活させた場合は補助の対象となりますか？
A4-6	単なる休業事業所の復活は新規の創業でないため補助対象外とします。 ただし、遊休不動産を有効活用した場合はIV-③町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金の対象の場合があります。遊休不動産についてはQ4-24、25をご参照ください。
Q4-7	法人登記に係る経費も対象となりますか？
A4-7	法人登記の申請に係る申請費用及び手続き代行費用は補助対象となりますが、登録免許税など公租公課は補助対象外となります。
Q4-8	一般社団法人の設立も対象となりますか？
A4-8	この補助金の対象事業者は、新たに創業する個人事業主又は中小企業等です。一般社団法人等は中小企業の定義に該当しないので、補助対象外となります。他にも協同組合、NPO法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、政治団体、暴力団員等も補助対象外となります。

Q4-9	会社の内部役職員等が講師となり、セミナー等を開催する場合の謝金は補助対象として認められますか？
A4-9	自社の社員や役員が講師となる場合の謝金は補助対象外とします。
Q4-10	セミナー講師に対しての飲食費も補助対象になりますか？
A4-10	飲食に係る費用については補助対象外です。
Q4-11	研修の一環として実施した同業種との交流会に係る経費は補助対象となりますか？
A4-11	研修費用は補助対象となりますが、交流会等の経費は補助対象外とします。
Q4-12	開業資金として融資を受けましたが、その返済金は補助対象となりますか？
A4-12	元金、利息等、借入に関する費用は補助対象外とします。
Q4-13	出店のため、テナントとして借りた店舗を改装するのですが、その費用は補助対象となりますか？
A4-13	IV-①駅周辺近隣商業地域事業所開設支援補助金、IV-③町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金の改築・改装に要した費用は、補助限度額の1/2までとします。(消費税を含む) 補助限度額の1/2を超える改築・改装費は補助対象外です。 ただし、改築・改装以外の新設、増築等の費用は補助対象外とします。 なお、IV-②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金とIV-⑤企業立地促進補助金の場合、改築・改築の限度額の制限はありません。
Q4-14	出店のため、既にテナントとして店舗を借り、家賃を支払っていますが、契約済みの家賃は補助対象となりますか？
A4-14	家賃については、交付決定後に支払い日が到来するものから補助対象とします。ただし、契約時に一括払いを行なったものは補助対象外とします。
Q4-15	申請前に厨房機器をリースにより導入しています。既に契約済みの機器にかかるリース料は補助対象となりますか？
A4-15	リース料は、交付決定後に支払い日が到来するものから補助対象とします。ただし、契約時に一括払いを行なったものは補助対象外とします。
Q4-16	光熱水費は補助の対象となりますか？
A4-16	光熱水費は補助対象外とします。
Q4-17	本人又は親族が所有する不動産を事務所として賃貸借する場合の賃借料も補助対象となりますか？
A4-17	三親等以内の親族については、補助対象外とします。
Q4-18	開業するにあたり、協会などの団体に加入を考えているが、入会金や会費は補助金の対象に

なりますか？
A4-18 協会など団体への入会金や会費などの経費は補助対象外とします。
Q4-19 補助金申請の審査の際、現地調査が行われることはありますか？
A4-19 必要に応じて現地調査や個別のヒアリングを実施します。
Q4-20 事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記ができない場合、補助金は支払われないのでしょうか？
A4-20 事業期間内に実績報告書を提出する必要があります。また、実績報告書提出時には、個人の場合は開業届、法人の場合は履歴事項全部証明書の写しの提出が必要ですので、これらの添付がなければ補助金を支払うことができません。
Q4-21 町外の個人、法人は補助の対象となりますか？
A4-21 創業前の個人又は法人で、補助事業が完了するまでに、個人にあっては町内に住所を有し、個人事業の開業等届出書を提出した者、法人にあっては、町内に本店を有し、商業・法人登記が完了している者となります。 ただし、IV-②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金とIV-⑤企業立地促進補助金の場合、町外に法人登記をされていても対象となります。 事業所に係る地方税を本町に納付することが条件となりますので、実績報告時に納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人町民税納税証明書を添付してください。法人町民税納税証明書が発行されない場合、法人税申告書の写しをご提出ください。
Q4-22 町外に事業所を有する法人が町内で事業所を開業する場合、本町への法人町民税の納付についてはどうなりますか？
A4-22 法人が町外に事業所を有し、本町内で事業所を開業する場合は、当該事業者の従業者数で按分した法人町民税をそれぞれの市町村に分割し納付する必要があります。 申告納付になりますので、詳しくは本町税務課へお問い合わせください。 いずれにしても本町への納税がなされないと見込まれる場合、補助対象外となります。
Q4-23 IV-⑤企業立地促進補助金の対象業種はどうなりますか？
A4-23 製造業（研究開発施設を含む）、小売業（コンビニエンスストアは除く）、飲食業などです。但し、本町のブランド創造に資する業種であれば上記業種に関わらずご相談ください。
Q4-24 IV-⑤企業立地促進補助金の町が指定する地域とはどの場所になりますか？
A4-24 本町所有の町有施設を想定しておりますが、現在調整中であるため、ご利用はしばらくお待ちください。
Q4-25 IV-①駅周辺近隣商業地域事業所開設支援事業とIV-③町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金にかかる空き家・空き店舗の基準はどうなりますか？
A4-25 次のいずれかのとおりです。①空き家バンクに登録されている物件、②不動産会社に登録さ

れている物件、③1年以上建物の使用実績がないことが条件となります。
③に関しては建物への人の出入が無い、電気・ガス・水道の使用が出来ない、建物所有者と納税義務者の住所地が別、などにより総合的に判断することになります。

Q4-26

親族が空き家・空き店舗を活用する場合、補助の対象となりますか？

A4-26

空き家・空き店舗の所有者、所有者の配偶者、及び3親等以内の親族、並びに所有者と生計を一とする者は対象外となります。

法人の場合は、これらの者が所属する法人ではないこととなります。

但し、IV-②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金については上記の者でも対象となります。

Q4-27

空き地（月極駐車場等）を活用する場合、補助の対象となりますか？

A4-27

空き地の活用については、IV-②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金のみ対象とします。

Q4-28

創業支援セミナーは必ず受講しなければいけませんか？

A4-28

新たに創業する個人、法人は必須です。ただし、IV-②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金及びIV-⑤企業立地促進補助金の対象者で、既に事業所を有し、事業実績がある場合は受講は必須ではありません。

Q4-29

駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金の対象店舗はどのような建物ですか？

A4-29

本町の玄関口である熊取駅前夢広場、及び町道熊取駅前線沿線を特に重点的に活性化する目的で創設した補助制度です。

そういった目的から、熊取駅前夢広場沿線はビルイン型店舗でも対象としますが、町道熊取駅前線沿線は視認性が高く、歩行者が立ち寄りやすい路面型店舗（独立型）とします。

Q4-30

創業支援についての「飲食業（店）」には、デリバリーやテイクアウトは含まれますか？

A4-30

創業支援における「飲食業（店）」とは、お客の注文に応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる事業所をいいます。この考え方に沿い、デリバリー（お客の求める場所に届けること）やテイクアウト（お客が持ち帰ること）を従たる事業として行うことは認められますが、その場所で飲食させることを主たる事業として行う（常に飲食できる）ものでなければなりません。

Q4-31

IV-②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金では、建物を新設する場合、何か建物に対する補助はありますか？

A4-31

この補助金の補助対象には、「建物本体は購入費は除く」としながらも、建物の「改築・改装費」を含めています。この「建物本体」とは、「躯体」部分を指していますので、したがって、建物の新設（増築を含む。）の場合では、「躯体」部分以外の施工に係る経費については、とりわけ、内装工事などを中心に申請事業ごとに内容を精査しながら、「改築・改装費」として補助対象となるかどうかを判断させていただきます。

5. 既存事業者支援事業

Q5-1

労働生産性3%以上向上の目標計画はどのように立てますか？

A5-1	別紙①の労働生産性の伸び率の算定根拠を用いて投資年度を含め5年先の計画を立てたうえで、事業計画書に記入してください。
Q5-2	WEB上の産業振興プラットフォームとは何ですか？
A5-2	町内事業者の情報発信力を高めると同時に、本町産業に関する支援策や町内事業所の求人情報など様々な情報を集約した企業情報サイトを立ち上げる予定です。
Q5-3	スマート化による労働生産性の向上とはどのようなものですか？
A5-3	人手不足の解消や、競争力の強化を目的に5Gなどの次世代通信関連設備の導入や、製造現場でのリモートワークへの支援、IoT、ロボット技術などを導入することで、生産性がより向上することを目的としています。
Q5-4	V-①スマート化による生産性向上補助金の事業完了はどのように確認しますか？
A5-4	現地調査により確認させていただきます。 また、事業の効果を検証するため、交付申請時の事業計画書に労働生産性向上目標を記載して頂き、翌年度、翌々年度に向上目標の進捗状況を確認させていただきます。

6. 6次産業化支援事業

Q6-1	商品は熊取町内で販売しますが、加工は町外の工場で行う予定です。その場合も補助対象となりますか？
A6-1	主たる耕作地が町内にあり、その農産物を使用して加工、販売を一貫して手がける6次産業が対象です。ただし、加工など工程の一部が町外であっても補助対象となります。
Q6-2	町内の耕作地で農作物を作り、加工業務を町外の業者に委託し、販売を計画していますが、工程の一部を委託しても補助金を受けることは可能ですか？
A6-2	主たる耕作地が町内にあり、工程の一部を委託するのであれば補助対象となります。
Q6-3	6次産業化補助金の場合、何か作物の種類に条件はありますか？
A6-3	生産、加工、販売を全て手がける6次産業に取り組むのであれば、作物や商品の種類は問いません。
Q6-4	農作物は町内で自ら作りますが、加工製造、販売を町外の業者に委託しようと考えています。補助対象となりますか？
A6-4	6次産業化とは、農作物の収穫から加工、販売までを一貫して取り組むことを言います。販売行為までの大半を委託するのであれば、補助の対象とはなりません。
Q6-5	農地は町外にありますが、耕作者は熊取町に住んでいます。その場合でも補助対象となりますか？
A6-5	主たる耕作地が熊取町内にある場合が対象となりますので、耕作者が町内にお住まいでも

補助対象とはなりません。
Q6-6 加工場として既に店舗を借り、家賃を支払っていますが、契約済みの家賃は補助対象となりますか？
A6-6 商品化促進支援事業補助金に限り、家賃については、交付決定後に支払い日が到来するものから補助対象とします。ただし、契約時に一括払いを行なったものは補助の対象外とします。
Q6-7 申請前に加工に必要な機器をリースにより導入しています。既に契約済みの機器にかかるリース料は補助対象となりますか？
A6-7 商品化促進支援事業補助金に限り、リース料は、交付決定後に支払い日が到来するものから補助対象とします。ただし、契約時に一括払いを行なったものは補助対象外とします。
Q6-8 光熱水費は補助対象となりますか？
A6-8 光熱水費は補助対象外とします。
Q6-9 既に開発した商品を販売するために、VI-②「販売力強化支援事業補助金」の活用を考えているが補助対象となりますか？
A6-9 VI-①「販売力強化支援事業補助金」の活用にあたっては、前年度にVI-①商品化促進支援事業補助金の活用により地元農産物を使用して開発された商品が補助の対象となりますので、前年度に商品化されたことがわかる資料等を提出していただく必要があります。なお、複数年以前に商品化された商品については、ブランド認定後「くまとりやもん」販売促進事業補助金の活用を検討してください。
Q6-10 他産業と農業の連携による商品化とはどういう場合ですか？
A6-10 1次産業である農業自体が、様々な協力のもと2次産業、3次産業に参入していく流れになりますが、1次産業の農業で弱い製造・加工力（2次産業）、販売力や商品企画力（3次産業）を他産業との連携により取り組んで行くことを想定しています。

7. 農業事業者支援事業

Q7-1 自身は町内に居住していますが、所有農地は町外です。補助対象となりますか？
A7-1 耕作地が熊取町内にある場合が対象となりますので、耕作者が町内にお住まいでも補助対象とはなりません。
Q7-2 VII-②スマート化による農業生産性向上補助金とVII-③農業用ハウス建設補助金を同一年度内で利用可能ですか？
A7-2 農業用ハウスを建設し、その施設スマート化に改修するなど、同一施設であれば同年度での利用は可能です。別々の施設であれば翌年度でご利用ください。
Q7-3 スマート化による農業生産性向上とはどういうものですか？

A7-3

人の手による農薬散布や草刈りなどのスマート農機により作業効率化を図り、農業用ハウス等に対し、園芸施設用自動加温装置や自動開閉装置などを設置することで、農作業時間の短縮を図り、持続可能な農業生産と所得の増加に繋げることを目的としています。

Q7-4

Ⅶ-②スマート化による農業生産性向上補助金の事業完了はどのように確認しますか？

A7-4

現地調査により確認させていただきます。

また、事業の効果を検証するため、交付申請時の事業計画書に農作業時間の短縮（休日を何日取得するか等）目標を記載して頂き、翌年度、翌々年度に作業の効率化の進捗状況を確認させていただきます。

8. 中小企業経営支援（信用保証料・利子補給）事業

Q8-1

融資実行と同時に信用保証料を一括して支払った方が対象となっていますが、支払ったことを証明するにはどのようにすれば良いですか。

A8-1

本町指定の様式「信用保証料支払証明書」を取扱い金融機関に記入いただいた後、申請書に添えて提出していただく必要があります。

Q8-2

直近3年間補助金の適用を受けていない方が要件となっていますが、直近3年間とはいつからいつまでですか。

A8-2

直近3年度の間ですので、令和4年度に保証料の補助を受けることができるのは令和元年度から平成3年度の間、信用保証料の補助を受けていない方です。

Q8-3

申請はいつまでに提出しないとイケないのですか。

A8-3

保証料を支払った日から90日以内に提出してください。

Q8-4

個人事業者が保証料を補助された後、直近3年の間で法人化した場合も補助対象者となりますか。

A8-4

単なる法人化であれば補助対象者とはなりません。但し、新たに別の事業を展開する場合は補助対象者となる場合がありますので、事前にご相談ください。

Q8-5

繰上償還をした場合、利子補給はどうなりますか？

A8-5

繰上償還の場合でも、1月から12月までの間に支払った約定利息額の2分の1の額（元金500万円分まで、千円未満切り捨て）が利子補給額となります。また、完済された場合、それ以降に支払う利息額が発生しないので、補給額はありません。

Q8-6

現在、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けておりますが、返済途中からも利子補給を受けることはできますか？

A8-6

平成29年4月1日以降に実行された融資からが利子補給の対象となりますので、平成29年3月末時点で既に実行され、返済中の融資は対象とはなりません。

Q8-7

新型コロナウイルス対策マル経融資で国の特別利子補給金を受けていますが、受給期間終了後は利子補給を受けることはできますか？

A8-7

受給可能です。国の特別利子補給金受給期間が終わりましたら、お申し込みください。申込年から5年間の補助期間となります。

Q8-8

Ⅸ-②女性・若者／シニア起業家支援資金利子補給金はどのように受けることができますか？

A8-8

日本政策金融公庫へのお申し込みにより実行された融資から利子補給の対象となります。申込年から5年間の補助期間となります。

ただし、役場では融資状況は把握できませんので、申請が必要です。